

公示用

令和4年度施行

設計書

役務名称

山口緑地簡易トイレ撤去設置業務

札幌市建設局みどりの推進部

役務の名称 山口緑地簡易トイレ撤去設置業務

一 金	総 委 託 費	円
内 訳	委 託 費	円
	消費税等相当額	円

業 務 説 明

1 業務の概要

本業務は、山口緑地にある簡易トイレの撤去及び運搬処分と設置を行うものである。

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)まで

3 仕様書

別紙のとおり

4 提出物

仕様書のとおり

札幌市

仕様書

【一般事項】

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「山口緑地簡易トイレ撤去設置業務（以下、「本業務」という。）」に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約図書及び札幌市土木工事共通仕様書及び札幌市公園及び街路樹等維持管理業務共通仕様書によるほか、本市の指示によるものとする。
- (3) 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「承諾」及び「協議」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、業務担当職員が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「承諾」とは、受託者が業務担当職員を経由して本市の承諾を得ることをいう。
- (3) 「協議」とは、本市と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、業務担当職員と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

3 留意事項

受託者は契約の履行にあたって、次の各事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 契約金額には、必要経費一切を含む。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の効率化・円滑化に努めること。
- (3) 契約図書及び本市の指示に従い、本業務の意図・目的を十分に理解したうえで、本業務にあたること。
- (4) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ、本市が書面により承諾した場合は、この限りではない。
- (6) 作業日程は山口緑地指定管理者と調整を行い、作業は平日に実施すること。
- (7) 公園内での作業につき、公園利用者に十分注意し、カラーコーンを設置するなどして安全管理を徹底すること。
- (8) 公園内に車両を進入させる際は、ゲート鍵や車両進入許可証が必要となるため、車両進入許可申請を手稲区土木部宛に行うこと。
- (9) その他、業務主任の指示によること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の本業務の細目については、本市と協議を行うこと。

5 業務主任者

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務主任者を定め、本市に契約締結後速やかに通知すること。業務主任者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務主任者は、本業務を運営・管理するうえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。
- (3) 業務主任者は、本市との連携を密とし、適宜協議又は打合せを行いながら、誠実に業務を進めるものとする。

【業務内容】

1 業務名

山口緑地簡易トイレ撤去設置業務

2 業務概要

本業務は、山口緑地にある簡易トイレの撤去及び運搬処分と設置を行うものである。

3 業務場所

山口緑地西パークゴルフコース（手稲区手稲山口582番地）

4 業務詳細

(1)既設簡易トイレの撤去

ア 数量等

- ・簡易トイレ 計2棟

イ 施工条件

- ・既設トイレの仕様は別紙（添付参考図面1）のとおり
- ・撤去作業は、11月下旬に予定している公園管理者のくみ取り後に行うこと。
- ・撤去にあたっては、既設トイレ及び設置場所を消毒洗浄すること。

ウ 廃棄物の処理及び運搬

- ・発生材の処理にあたっては、関係法令に従い適正に処理すること。
- ・産業廃棄物となる発生材は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を用いて管理処分し、処分後マニフェストの原本及び計量伝票を用いて、札幌市より適正処理の確認を受けること。なお、当該業務で発生する建設副産物の処理施設は、以下を想定している。

建設副産物分類	処理施設名	施設の所在・連絡先	受け入れ条件等
廃プラスチック 類（硬質・軟質・ 塩ビ）	札幌第一清掃(株)	西) 発寒13条 12丁目1-1 TEL 611-9291	※処理後は、焼 却後埋立、また は再生プラスチ ックとして売却
金属くず	(株)鈴木商会	西) 発寒15条13丁目 (西営業所) TEL 662-2211	・処理料金及び 受入条件等につ いては、各処理 施設に確認を要 する。 ※付着物は除去 しておくこと。 買い取りの場合 もあり。

エ その他

- ・その他仕様書によらない項目については、別途担当職員の指示によること。

(2) 新設簡易トイレの設置

ア 数量等

- ・簡易トイレ 計1棟

イ 仕様

- ・下記を満たすハウス型トイレまたは同等品
：鋼製 地上部分H2500mm内外×W4500mm内外×D2000mm内外、便槽2000L内外
：洋式樹脂製便器3基、樹脂製小便器1～2基、手洗い器2基、アルミ製ドア2面他
：事前検討では、日野興業MILS45Aを想定している（添付参考図面2を参照）
- ・同等品で参加する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けること。

ウ 施工条件

- ・既設トイレ撤去後に、便槽の設置、配管の立ち上げ後に、新設トイレ及びその基礎を設置すること。
- ・新設簡易トイレの設置場所については、担当職員の指示を受けること。
- ・基礎部分は、コンクリートの打設によること。
- ・既設散水栓接続のため給水装置の改造工事を行うことを想定している。
- ・新設トイレの製作期間を考慮すると、3月頃の設置作業が想定されることから、星置3号線から設置場所まで除雪作業を実施すること。
- ・新設トイレの設置後に屋内配管を取り付け、通水を確認すること。

エ 発生残土

- ・以下の受入れ施設への運搬を想定している。

土質種別	砂質土
受入れ施設名等	大八拓殖興業（有）
受入れ所在地	小樽市銭函3丁目80-1ほか
受け入れ条件等	汚泥、ヘドロ等不可 泥炭、粘性土（軟）、水分の多い土砂は不可 悪天候（雨天時）は受入れ不可

オ その他

- ・その他仕様書によらない項目については、別途担当職員の指示によること。

【履行】

1 提出書類

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届、業務主任者指定通知書、業務主任者経歴書、業務日程表を提出すること。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、本市の行う指示についても同様とする。

2 打合せ

本業務の実施にあたって、業務担当職員と業務主任者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

3 事故及びトラブル報告

受託者は、業務の履行中に事故やトラブルが発生した場合、被災者がいる場合には

被災者に対し適切、迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに本市に報告するとともに、業務事故報告書を速やかに提出すること。

4 業務の完了

- (1) 受託者は本業務を完了したときは、速やかに業務完了届及び業務実施報告書（作業前後写真、トイレ使用説明書等）を提出すること。
- (2) 受託者は、本業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を講じること。

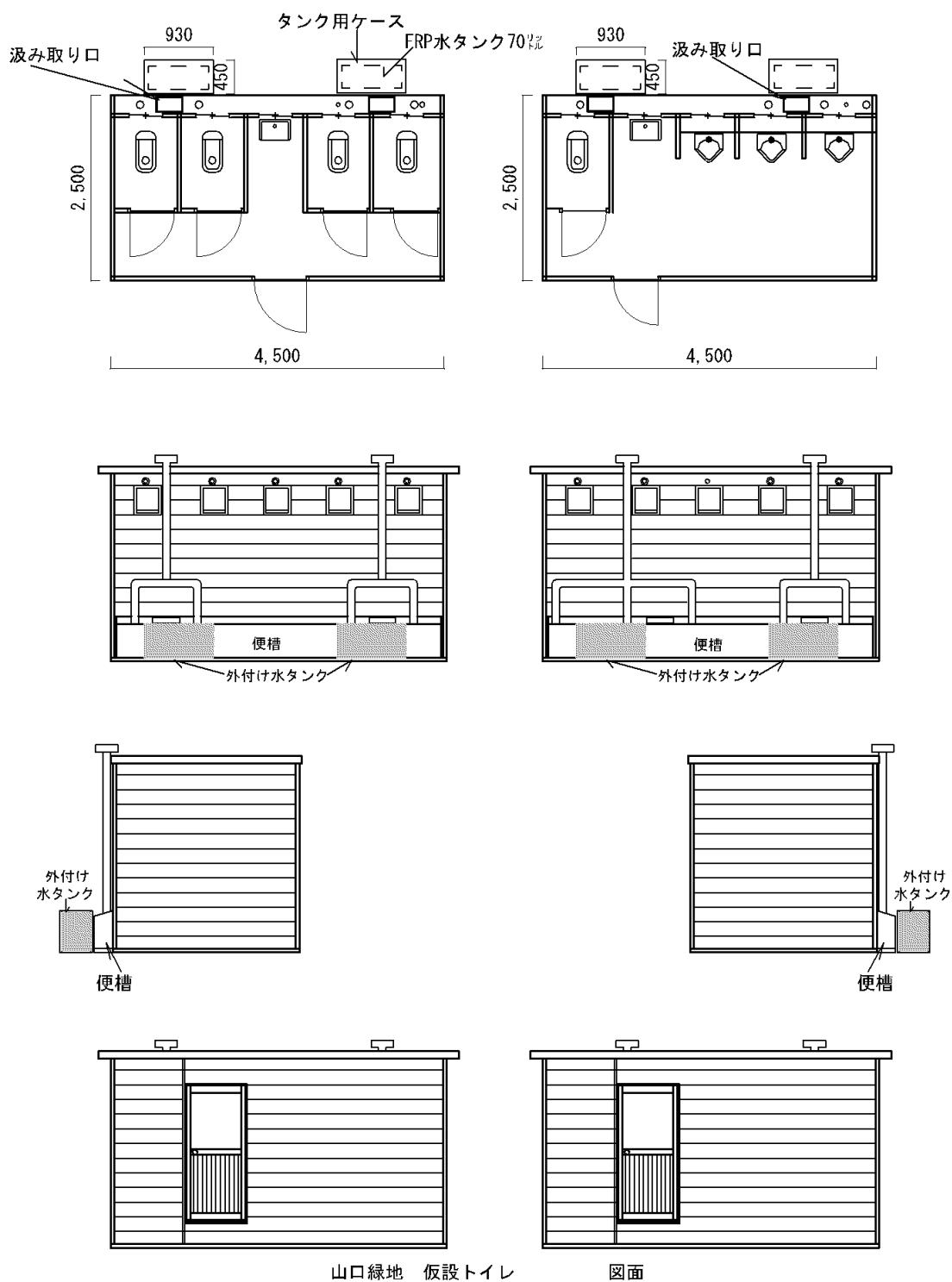
5 業務の履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

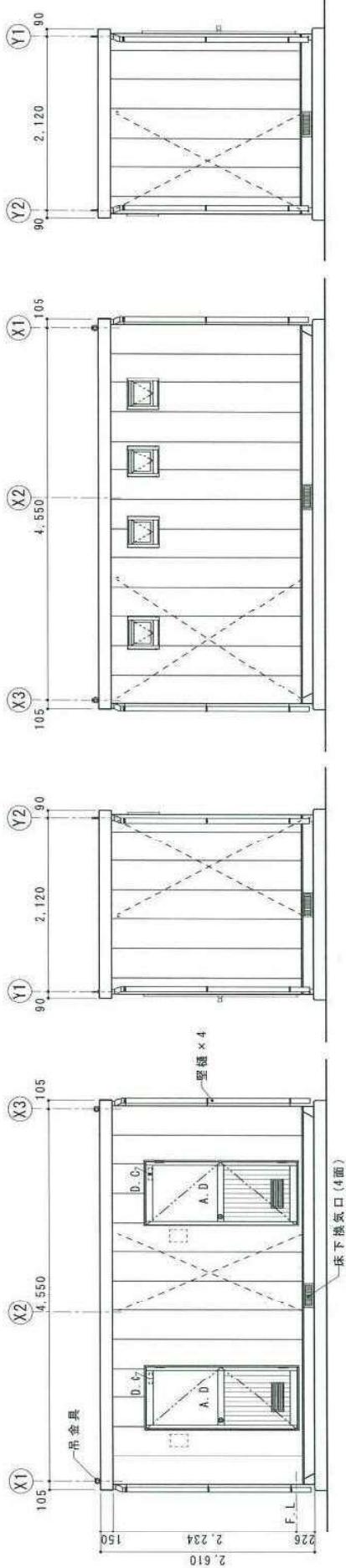
6 検査場所

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課（札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階）

参考図面1



参考図面2



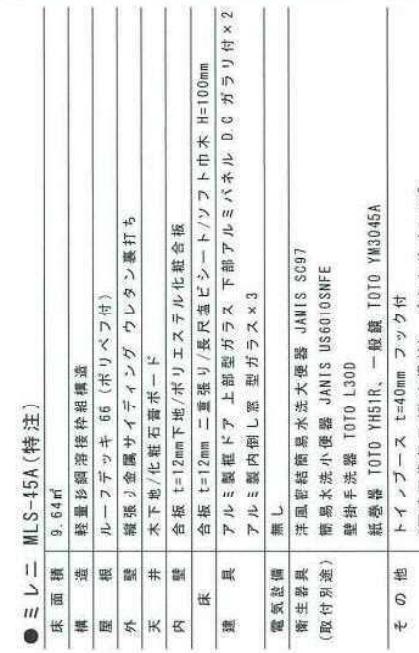
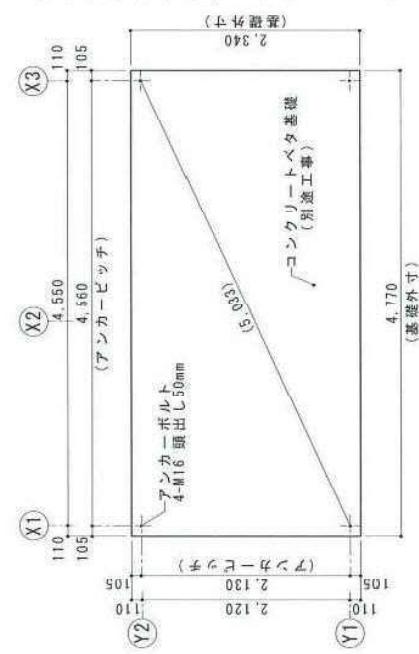
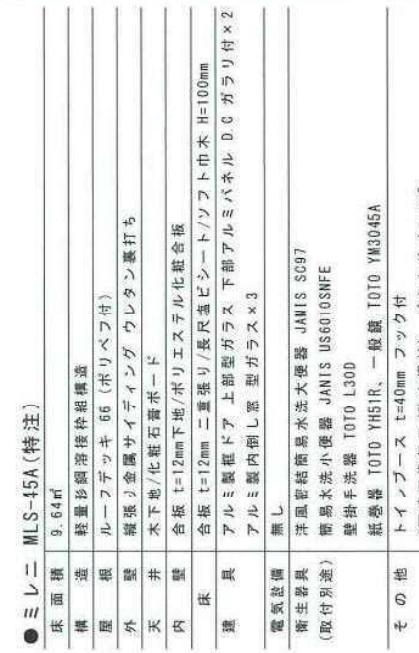
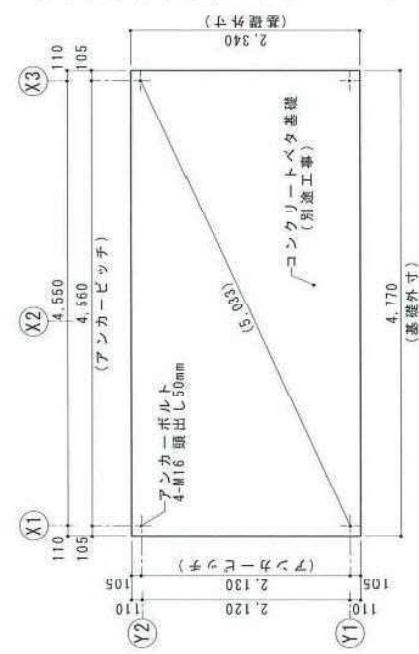
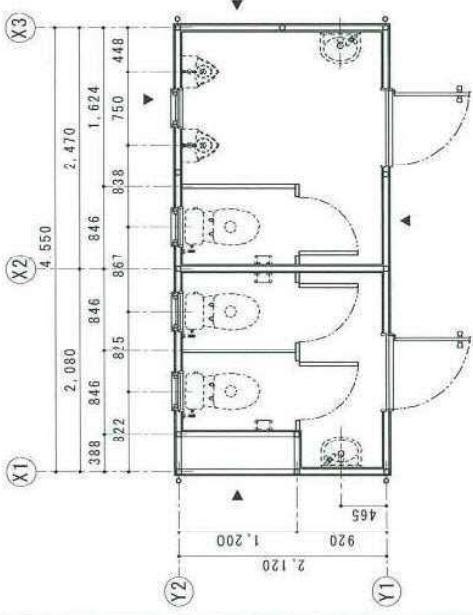
A: 立面図 S=1/50

D: 立面図 S=1/50

C: 立面図 S=1/50

B: 立面図 S=1/50

C
B
D
A



※合板は全てシックハウス対策品とする
※衛生器具取付け及び給排水穴加工は別途となります

基礎伏図 S=1/50

※▲はプレース位置を示す

業務委託費内訳書

工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	摘要
役務委託費							
	直接業務費		式	1			第1号内訳書
	小計						
		消費税等相当額	式				
業務委託費							

直接業務費一式内訳書

第1号内訳書

一金 円也

工種	形質	数量	単位	単価	金額	摘要
仮設トイレ設置	下記を満たすハウス型トイレ又は同等品 鋼製、地上部分H2500mm内外×W4500mm内外×D2000mm内外、便槽2000L内外、洋式樹脂製便器3基、樹脂製小便器1～2基、手洗い器2基、アルミ製ドア2面ほか	1	棟	円	円	
床掘り		30	m ³	円	円	
残土処分費	大八拓殖興業(有)	30	m ³	円	円	
排水工事設置費		1	式	円	円	
配管立ち上げ費		1	式	円	円	
屋内配管取付費		1	式	円	円	
既設トイレ撤去費	撤去作業、くみ取りは公園管理者別途実施	1	式	円	円	
洗浄費	既設トイレハウス2棟(便器及び便槽含む)	1	式	円	円	
除雪費	延長300m*幅5m程度	1	式	円	円	
諸経費		1	式	円	円	
処分費	既設トイレハウス	2	棟	円	円	
設計審査料	改造工事	1	式	円	円	
工事検査手数料	改造工事	1	式	円	円	
合 計					円 円	